広告掲載申込書

杉並区長 宛

杉並区広告掲載事業実施要綱第7条に基づき、すぎなみ地域コムにバナー広告の掲載を希望するため 以下の事項に同意し、広告原稿を添えて掲載申込をします。

1 広告掲載に当たっての同意事項

- ○広告掲載に当たっては、関係法令等の規定を遵守します。
- ○広告内容に関して区に関与させず、消費者からの苦情等については申込者(広告主)が対応します。
- ○広告掲載に係る原稿作成等の費用は、申込者(広告主)が負担します。

2 申込者(広告主)

住所(所在地)	₹					
事業所名						
代表者						
職・氏名						
事業内容						
担当者						
所属・氏名						
電話	()	FAX	()	
Eメールアト・レス						

3 広告内容等

掲載を希望する期間 (※1)		年	三 月	~	年	月	
リンク先の URL							
添付資料		法人または団体の概要が分かる資料(※2)					
(継続の場合は不要)	2	事業の概要が分か	る資料 (%	(2) 3	掲載予算	定の広告見本	(※3)

- ※1 掲載期間は、年度をまたぐことはできません。最大で1年(4月から翌年3月までの12か月間)となります。なお、継続(更新)の際は、改めて継続のお申込みをお願いいたします。
- ※2 添付するパンフレット等が無い場合などは、個別にご相談ください。
- ※3 他のウェブサイトに掲載した際の広告見本等をご提示ください。なお、デザインの変更を予定している場合や、新規で作成をされる場合などはあらかじめご相談ください。

4 確認事項

杉並区広告掲載基準により、一定の業種又は事業者に該当する申込者(広告主)からの広告は、掲載することができません。

以下を確認の上、申込者(広告主)が(1)~(23)の各号のいずれにも該当しない場合には「はい」を、いずれか1つでも該当している場合は「いいえ」を \bigcirc で囲んでください。

当法人・団体は、裏面の(1)~(23)の各号に掲げる団体のいずれにも該当していません。

【 はい ・ いいえ 】

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)で風俗営業、性 風俗特殊営業又は接客営業受託営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造販売(ただし、「喫煙マナー向上のための広告」は除く)
- (5) ギャンブル(公営競技及び当せん金付証票(宝くじ)を除く。)に係る業種
- (6) 商品先物取引など投機的金融商品を取り扱う事業者
- (7) 銃刀類等の危険物を販売する業種及び事業者
- (8) 社会問題を起こしている、又は過去に起こした事業者
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) 占い、運勢判断に関する業種及び事業者
- (11) 興信所、探偵事務所等
- (12) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)で、特定商取引とされる業種(通信販売及び特定継続的役務提供を除く。)
- (13) 債権取立て、示談引受け等をうたった事業者
- (14) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (15) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 及び会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) による再生・ 更生手続中の事業者
- (16) 各種法令に違反している事業者
- (17) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (18) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反している事業者
- (19) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当する業種及び事業者
- (20) 杉並区暴力団排除条例(平成24年3月杉並区条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団及 び同条第3号に規定する暴力団関係者及び暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力 団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
- (21) 区税を滞納している事業者
- (22) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱(平成22年3月23日杉並第65476号)に 基づく指名停止を受けている事業者
- (23) その他法令等で認められていない業種及び事業者